平成２２年（フ）第２８３５号
横浜市青葉区美しが丘西３―63―６　ヒューマンスクエアたまプラーザ306号室、開始決定時の住所横浜市都筑区すみれが丘５番地１
破産者　吉田　勝彦
１　決定年月日　平成23年４月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１８７号
神奈川県横須賀市森崎４丁目14番11号
破産者　有限会社富士建装
１　決定年月日　平成23年４月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２８４４号
愛知県大府市長草町深廻間15番地の960　ネイバリイタウン柊Ｂ―１
破産者　株式会社ラックデザイン
１　決定年月日　平成23年４月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３７０３号
愛知県小牧市大字久保一色字仲之町1225番地
破産者　有限会社モリデン
１　決定年月日　平成23年４月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３１８６号
大阪府堺市北区長曽根町3082番地９
破産者　トーク不動産株式会社
１　決定年月日　平成23年４月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１４４８号
大阪市淀川区西中島３丁目12番15号
破産者　株式会社ライフクリエーション
１　決定年月日　平成23年４月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１０１０号
大阪府和泉市池田下町1148番地の３
破産者　泉栄建設株式会社
１　決定年月日　平成23年４月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第１１２３号
大阪府岸和田市沼町５―19―206、前本店所在地大阪府泉大津市北豊中町２丁目３番11号
破産者　有限会社魚祥
１　決定年月日　平成23年４月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第１１２４号
大阪府泉佐野市笠松２丁目４番８号笠松倉庫プラダ15号
破産者　有限会社近畿水産
１　決定年月日　平成23年４月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第１号
東京都品川区西五反田２丁目19番３号
破産者　株式会社ミスキャリア
１　決定年月日　平成23年４月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
高松地方裁判所破産・再生係

平成２２年（フ）第６７０号
大分市大字城原215番地の３
破産者　有限会社土居工作工業
１　決定年月日　平成23年４月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２３年（フ）第１３４号
札幌市東区丘珠町712番19
破産者　有限会社エスト
１　決定年月日　平成23年４月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１４４２号
東京都武蔵村山市学園４丁目11番地の３ポーロウニアマンション18号、申立時の住所東京都武蔵村山市緑が丘1460―65―506
破産者　宮崎　　強
１　決定年月日　平成23年４月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第９号
東京都日野市南平８―16―29日野自動車株式会社南平寮Ｅ棟315号室、住民票上の住所東京都江戸川区南小岩６丁目29番９号富澤マンション102
破産者　中村　　智
１　決定年月日　平成23年４月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第６９号
東京都青梅市二俣尾３丁目840番地
破産者　澤田　千枝
１　決定年月日　平成23年４月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第１０７号
東京都あきる野市引田346ドミール上ノ台Ａ306、住民票上の住所東京都杉並区西荻南２丁目18番16号
破産者　鈴木　義行
１　決定年月日　平成23年４月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第１１４号
山梨県南都留郡忍野村忍草2674番地１　ダイアパレス富士忍野管理人室
破産者　増田　孝二
１　決定年月日　平成23年４月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
甲府地方裁判所都留支部破産係

平成２２年（フ）第１１５号
静岡県島田市本通５丁目7878番地の５
破産者　株式会社増栄商会
１　決定年月日　平成23年４月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
甲府地方裁判所都留支部破産係

平成２２年（フ）第１１４号
岐阜県大垣市郭町東２丁目10番地
破産者　株式会社　満留美
１　決定年月日　平成23年４月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２２年（フ）第１４９号
岐阜県揖斐郡揖斐川町小野264番地の１
破産者　有限会社にびし商会
１　決定年月日　平成23年４月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２２年（フ）第４７９号
静岡市清水区矢倉町５番47号
破産者　株式会社セルコ夢惣菜
１　決定年月日　平成23年４月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第６８号
三重県伊勢市宮後２丁目５番３号
破産者　西田鍼灸院こと　西田　洋子
１　決定年月日　平成23年４月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所伊勢支部破産係